別紙第1号

令和　　年　　月　　日

輪島市長　殿

誓　約　書

　輪島市空家住宅確保支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第6条第1項の規定に基づく補助事業認定の申請をするに当たり、下記のとおり誓約します。

記

1　補助対象事業を実施する空家は、自己の居住の用に供すること。

2　実績報告書を提出する日までに空家の所在地に住民票を移すこと。

3　昭和56年5月31日以前に建築された空家の場合は、耐震改修工事を検討すること。

4　補助対象事業の実施に関して、苦情・問題等が発生した場合は、責任をもって解決に当たること。

5　上記のほか、輪島市補助金等交付規則、要綱、関係する法令及び条例等を遵守すること。

6　以上の事項に違反があったとき又は要綱第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、速やかに輪島市長に報告するとともに、既に補助金の交付を受けている場合にあっては、補助金の全部又は一部を返還すること。

以上

住所

氏名(自署)